

# 猪田地区住民自治協議会規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもとに、住み良い猪田地区を形成していくことを目的とする。

### (名称)

第2条 この会を猪田地区住民自治協議会（以下「協議会」という）と称する。

### (事務所の位置)

第3条 協議会の事務局を次のとおりおく。  
伊賀市猪田1359-3 猪田地区市民センター内

### (活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は猪田地区内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りでない。

### (事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 猪田地区まちづくり計画の推進
- (2) 環境保全・防災活動
- (3) 生活安全活動
- (4) 教育・文化・スポーツ活動
- (5) 人権啓発運動
- (6) 健康・福祉活動
- (7) その他目的達成のために必要と認めるもの

## 第2章 組織

### (会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 猪田地区住民
- (2) 猪田地区住民で活動する自治会、各種団体
- (3) その他会長が必要と認めるもの

### (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 会 長   | 1名    |
| (2) 副 会 長 | 1名    |
| (3) 会 計   | 1名    |
| (4) 部 会 長 | 8名    |
| (5) 事務局長  | 1名    |
| (6) 顧 問   | (若干名) |
| (7) 監 事   | 2名    |

2. 会長・副会長・監事は、総会において選出する。
3. 会計・事務局長は、総会で会長が任命し、同意を得る。
4. 部会長は、各部会において選出する。
5. 顧問は会長が推薦する。

### (役員の仕事)

第8条 協議会の役員の仕事は次のとおりとする。

2. 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 会計は、協議会の会計事務を司る。
5. 事務局長は、協議会事務を統括する。
6. 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行なう。

(役員任期)

- 第 9 条 前条の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会、各部会及び各実行委員会（以下「会議」という）とする。
2. その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

- 第11条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。
2. 会議は原則公開とする。
  3. 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
  4. 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところとする。

(総会)

- 第12条 総会は、役員、運営委員及び部会員、各区の代理、会計をもって構成する。
2. 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、また委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催しなければならない。
  3. 総会は、会長が招集する。
  4. 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
  5. 総会は、次の事項を決定する。
    - (1) 地域まちづくり計画の推進
    - (2) 協議会の事業計画と予算、事業報告と決算
    - (3) 役員選出、同意
    - (4) その他、重要事項に関する事

(役員会)

- 第13条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。
2. 役員会は、会長が招集する。また、会長が認めた者を召集することができる。
  3. 役員会の議長は、会長が行う。
  4. 役員会は、次の事項を審議する。
    - (1) 第1条及び第5条に沿う基本的事項に関すること。
    - (2) 協議会の事業計画と予算、事業報告と決算に関すること。
    - (3) 役員選出に関すること。
    - (4) その他、重要事項に関する事。

(運営委員会)

- 第14条 運営委員会は、各区長、部会長及び会長が必要と認める者（公募委員、識見者等）により構成する。
2. 運営委員会は、総会において諮るべき事項、協議会の運営に関する事項、部会間の調整及び本協議会以外の団体との調整を審議決定する。
  3. 運営委員会は、会長が招集し議長となる。
  4. 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第15条 実行委員会は、部会長の指示のもと、事業目的に応じ設置することができる。

2. 本委員会は、運営委員会に委ねることができる。

(部会)

第16条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、次の部会を置く。

- (1) 教育・文化部会
- (2) 広報部会
- (3) 生活安全部会
- (4) 環境・防災部会
- (5) 健康・スポーツ部会
- (6) 人権啓発部会
- (7) 福祉部会
- (8) 産業部会

2. 部会員は、会長が委嘱する。

3. 部会には、部会長及び副部会長を置く。

4. 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5. 部会長は、部会を代表し会務を統括する。

6. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

7. 部会長は、必要あると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

8. 部会に会計が必要な場合、これを置くことができる。

(部会間の調整)

第17条 部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。

#### 第4章 財務

(会計)

第18条 協議会の運営等に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2. 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第5章 その他

(規約の改正)

第19条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第20条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年4月28日から施行する。

附 則 (平成19年4月26日一部改正)

1. 改正条項は、平成19年4月26日より施行する。

# 猪田地区住民自治協議会 運営規則 細則

## 猪田地区住民自治協議会 慶弔 細則

(目的)

第1条 この細則は、第1条及び第6条に則り会員の慶弔について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 会員の中で、国及び県の事業に参画し、国及び県が委嘱する職務に携わる者を対象とする。

- 2) 国及び県が委嘱する職務とは、具体的に保護司、民生委員・児童委員をいう。
- 3) 本会長が本人の功績に認めた者の含む。この場合、役員会の承認を得ること。

(慶弔内容)

第3条 本慶弔費は、金額で1万円とする。

- 2) 会長が持参して、弔意を表す。
- 3) 本慶弔費は、猪田地区住民自治協議会より支出するものとする。

附則 この細則は、平成20年4月25日から施行する。